

主催:一般社団法人 日本毒性学会 後援:一般社団法人 横浜市薬剤師会

第20回 市民公開セミナー



トクホってなんだ? —いわゆる健康食品との違い—

日時 2023年 **6月18日**(日) 10:30~12:30 (開場10:00)

会場 パシフィコ横浜 会議センター 4F 413

プログラム



主催:一般社団法人 日本毒性学会 後援:一般社団法人 横浜市薬剤師会

第20回 市民公開セミナー



トクホってなんだ? —いわゆる健康食品との違い—

プログラム

ごあいさつ

トクホってなんだ? —いわゆる健康食品との違い—

司会 北嶋 聡 (第50回日本毒性学会学術年会 年会長
国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 毒性部 部長)

講演 1

人生 100 年時代を見据えたトクホの活用 ～トクホの過去・現在・未来～

受田 浩之 (高知大学理事・副学長、内閣府消費者委員会委員長代理)

講演 2

いわゆる健康食品の安全性 ～なぜ、健康被害が起こるのか～

梅垣 敬三 (静岡県立大学 客員教授)

講演 3

食品衛生法に基づく指定成分制度

今井 美津子 (厚生労働省 食品基準審査課 新開発食品保健対策室)

ごあいさつ

トクホってナンだ？ —いわゆる健康食品との違い—

司会 きたじま 北嶋 さとし 聡

第 50 回日本毒性学会学術年会 年会長

国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 毒性部 部長

日本毒性学会は、ふたつの源流、すなわち獣医系大学及び製薬企業の専門家を中心とした毒性研究会（1973年）と、医薬系を中心とした日本毒作用研究会（1975年）から成ります。その後、1981年に「日本毒科学会」、1997年には「日本トキシコロジー学会」、そして2012年には現在の名称である「日本毒性学会」に変更し、2014年には法人化し、そして今年2023年50回の記念大会を迎えました。学会の名前の変遷は、その時代背景にある国内外の社会情勢や科学技術の進歩の反映の結果と考えております。個人的には、あたかもヨーロッパ型とアメリカ型との毒性学会が国内に現れ、そして巧く合流したかのように思っており、結果として、世界に誇れる日本型の毒性学会となっているように思っております。

毒性学は極めて学際的な学問です。いわゆる毒だけではなく、食品、医薬品、化粧品、環境汚染物質など、ほぼ全ての化学物質を扱います。現代社会に生きる私たちの健康や環境汚染の問題を扱う、いわば予防医学の一分野ともいえます。

2002年に始まった本市民公開セミナーは、一般社団法人日本毒性学会が主催するもので、今年でちょうど20回目を迎えました。今回、一般社団法人横浜市薬剤師会のご後援をいただいております。

本セミナーでは、「トクホってナンだ？ —いわゆる健康食品との違い—」をテーマに、三名の著名な先生方にご講演を頂きます。テレビなどではよく、トクホ（特定保健用食品）というものを聞くけれども、健康に良いのか病気に効くのか。機能性表示食品やいわゆる健康食品などとは、どう違うのか。薬とも違うのだろうか、そもそも食品と医薬品とはどう区別されているのだろうか。こうしたモヤモヤした感覚を日常、抱いておられないでしょうか。

本セミナーにより、皆様方のこの分野への理解が深まり、ひいては、より健康的な日常生活を送ることにつながればと願っております。さらには別の視野を拓けられて、新しい視座を持つ機会となれば幸いです。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。

略 歴

昭和 40 年（1965 年）石川県金沢市生まれ 博士（獣医学）（東京大学）、獣医師
1984 年 4 月 東京大学理科 II 類入学
1986 年 4 月 同 農学部獣医学科進学
1990 年 4 月 同 大学院農学系研究科博士課程（獣医学専攻）入学
1994 年 3 月 同 修了（学位取得）
1994 年 4 月 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部 研究員
2001 年 4 月 同 主任研究官
2006 年10月 同 室長
2018 年 8 月より同部長



兼任

2007年10月 岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 客員准教授
2018年9月 同 客員教授
2023年4月 岐阜大学大学院 共同獣医学研究科 客員教授 等

受賞

2003年 日本毒性学会 田邊賞
2011年 日本毒性学会 ファイザー賞
2013年 日本毒性学会 田邊賞
2015年 日化協 LRI 賞（日本毒性学会）

役員など

日本毒性学会 評議員 / 第50回日本毒性学会学術年会 年会長 / 医薬品毒性機序研究部会 部会長、日本薬理学会 学術評議員 / 代議員、日本中毒学会 評議員 / 連携委員会委員 / 編集委員会委員、日本実験動物学会 編集委員会副委員長、日本食品衛生学会 編集委員会委員等

各種委員（現在）

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 委員 / 部会長代理、同 薬事分科会 家庭用品安全対策調査会 委員、同化学物質安全対策部会 化学物質調査会 委員、内閣府消費者委員会 新開発食品調査部会 委員、独立行政法人 医薬品医療機器総合研究機構 専門委員、東京都食品安全情報評価委員会委員等を務める

人生 100 年時代を見据えたトクホの活用 ～トクホの過去・現在・未来～

うけだ ひろゆき
受田 浩之

高知大学理事・副学長、内閣府消費者委員会委員長代理

トクホとは「国による有効性と安全性の審査を受け、消費者庁の許可を得て特定の保健の用途に適する旨が表示された食品」です。正式には「特定保健用食品」という名称ですが、トクホという愛称で親しまれており、下のトクホマークをご覧になれる機会も多いことと思います。1991年に制度ができ、すでに1,000件以上の許可品が市場にでています。トクホの申請には必ず最終製品を用いたヒト試験が求められます。この要件は食品企業にとって高いハードルであり、その基準を満たしていることがトクホに対する信頼の証です。一方で、トクホに対する消費者の理解度は依然不足しています。消費者庁が毎年実施している「食品表示に関する消費者意向調査」によると、トクホの理解度は約30%で頭打ちの傾向にあるからです。30年以上が経過しても国民へのさらなる啓発の必要性があると考えられます。

トクホに関するもう一つの課題は申請件数の伸び悩み

です。この伸び悩みは2015年に新たに制度が設けられた「機能性表示食品」に圧されていることが原因です。機能性表示食品にはトクホのようなマークは付与されていません。こちらは事業者の責任において消費者庁長官に届け出た食品であるからです。本講演では、機能性表示食品とトクホとの比較から、トクホの有する価値を消費者の皆様にご理解頂くと共に、その具体的な活用方法についてご紹介します。

最後に、現在の機能性表示食品の隆盛を踏まえて、これからのトクホの在り方を考えてみます。トクホには疾病名を表示できる「疾病リスク低減」表示が可能です。この表示はこれまでにカルシウムを関与成分とする「骨粗しょう症」への適用しかありません。今後、人生100年時代に向けて、様々な生活習慣病のリスクを低減することに貢献し得るトクホが誕生すれば、社会全体に対するトクホの価値は飛躍的に高まることが期待されます。

略 歴

昭和 35 年（1960 年）北九州市生まれ 農学博士（九州大学）
1986 年 8 月 九州大学農学部助手
1991 年～1992 年 ドイツ国立バイオテクノロジー研究所（GBF）客員研究員
1991 年 4 月 高知大学農学部助教授
2004 年12月 同 教授
2005 年 5 月から地域連携推進本部長兼務
2005 年 7 月から国際・地域連携センター長（現 次世代地域創造センター）
2006 年 4 月から副学長（地域連携）
2018 年 4 月から副学長（地域連携・広報担当）兼務
2015 年 4 月より地域協働学部教授
2019 年 4 月より理事・副学長



受賞

1995 年度 日本食品科学工学会奨励賞

1998 年度 日本分析化学会フローインジェクション分析研究懇談会進歩賞

2008 年度 同 学術賞等

役員など

NPO法人 食と健康を学ぶ会 副理事長、土佐経済同友会 特別会員、日本カツオ学会 副会長、高知カツオ県民会議 会長代理等。

各種委員（現在）

内閣府消費者委員会 委員長代理・同新開発食品調査部会 部会長・同食品表示部会 部会長、内閣府「地方創生カレッジ推進会議」委員、内閣府地方大学・地域産業創生交付金高知県事業「IoP(Internet of Plants) が導く Next 次世代型施設園芸農業への進化」事業責任者、四国健康支援食品制度推進委員会 委員、高知広域連携中枢都市圏ビジョン推進懇談会 委員長、香南市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会 委員長、高知県産業振興計画フォローアップ委員会 委員長、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 委員長等を務める。



いわゆる健康食品の安全性 ～なぜ、健康被害が起こるのか～

うめがき けいそう
梅垣 敬三

静岡県立大学 客員教授

健康食品は健康に良い効果が期待できる食品全般をさし、その中で国の機能性表示ルールに基づく食品（保健機能食品）に該当しないものを、行政がいわゆる健康食品と言っています。しかし、一般に保健機能食品といわれる健康食品は区別されていません。健康食品と称する製品は玉石混交で、有効性と安全性に科学的根拠のあるものから全くないもの、違法に医薬品成分を含有しているもの（無承認無許可医薬品）まであります。健康食品という名称から、「その食品を摂取すれば健康になれる」とイメージされていますが、それは間違いと言っても過言ではありません。どれだけ優れた食品でも、全ての人に安全なものはなく、「誰がどのように利用するか」によって、それは有益にも有害にもなります。

健康食品による健康被害としては、消化管の不調や皮膚症状が多く、稀に肝機能障害を起こすことがあります。

このような健康被害は、製品自体が関係する場合（粗悪製品や違法製品）と、利用方法が関係する場合（利用者の体質や過剰摂取、医薬品と誤認した利用）に分けられます。サプリメント形状の製品は、特定成分を容易に摂取できる利点がありますが、過剰に摂取したり医薬品と誤認したりするため、特に注意が必要です。ダイエット関連の製品はこれまでに重篤な健康被害を起こし、それにはインターネット等の情報が関連していました。

健康食品によって健康被害を受けないようにするには、①製品の宣伝を鵜呑みにしないこと、②医薬品とは明確に区別すること、③その利用を生活習慣の改善につなげること、④自身で利用状況（製品名と体調の変化）をメモし、体調に異変を感じたら直ちに摂取を中断することが必要です。健康食品は食品だから安全と解釈せず、その実態を正しく理解し、上手に付き合ってください。

略歴

- 1980年 静岡薬科大学卒業
- 1985年 静岡薬科大学大学院博士課程修了（薬学博士）
- 1985年 米国ミシガン州立大学 客員研究員
- 1986年 国立栄養研究所（現在、(国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所）研究員
- 1994年 国立健康・栄養研究所 室長
- 2008年 (独) 国立健康・栄養研究所 情報センター長
- 2017年 (国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部長（2018年定年退職）
- 2018年 昭和女子大学 食安全マネジメント学科教授（2023年定年退職）
- 2022年 静岡県立大学 客員教授



委員歴

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会 臨時委員、厚生労働省 医薬品の成分本質に関するWG 委員、食品安全委員会 専門委員、消費者委員会 専門委員、東京都 食品安全情報評価委員会 委員などを歴任

食品衛生法に基づく指定成分制度

いまい みつこ
今井 美津子

厚生労働省 食品基準審査課 新開発食品保健対策室

いわゆる「健康食品」は、健康意識の高まりや食生活の多様化などを背景に、日常生活において広く普及しています。このような中、厚生労働省では、「健康食品」が安全に使用されるよう、①製造段階における管理、②健康被害情報の収集及び処理、③消費者の皆様に対する普及啓発を中心に取り組んでいます。具体的には、①については、錠剤やカプセル状等の食品を対象に、原材料の安全性の確保と製品の製造工程の管理による成分の品質の確保を目的としたガイドラインを定め、食品等事業者の方々の自主的な取組みを推進しています。②については、因果関係が明確でない場合も含め、地方自治体を通じ、健康被害事例の報告を受けており、薬事・食品衛生審議会の専門家ワーキンググループで検討いただくとともに、必要に応じて、情報提供などの対応を行うこととしています。③については、厚生労働省のホームページに「健康食品の正しい利用法」に関するパンフレットを掲載するなどして、正しい知識の普及啓発を図ってい

ます。

いわゆる「健康食品」のうち、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものを指定成分等と呼んでいます。平成30年の食品衛生法の改正により、指定成分等を含む食品について、これらの食品を取り扱う業者から健康被害が疑われる情報を届け出ただく制度が創設されるとともに、製品の品質確保のために製造・加工の基準が設けられ、令和2年6月1日に施行されました。現在、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュの4品目が指定成分等として指定されています。厚生労働省へ報告された健康被害情報は、専門家ワーキンググループでの検討後、厚生労働省のホームページに成分ごとに報告状況を公表しています。

略歴

2022年4月より現職（厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品基準審査課 新開発食品保健対策室）

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.